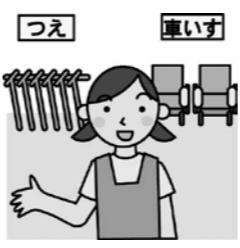


〈沖田 ゆかり 議員〉

### 障がい者とその家族への支援を

〈町長〉

関係団体や障害福祉サービス事業所との連携を強化していく。



【Q1】障がいのある人の高齢化・重度化や、親亡き後を見据えて、地域で安心して生活するために地域生活支援拠点を平成32年度末までに一カ所整備するとのことだが、必要な機能である各種相談への対応、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応等、町内においては、一法人で行っており大変負担が多いと伺っている。相談支援については町で行うことはできないか。

【A1】相談支援事業として、本来、事業所がつくる計画、サービスの

利用計画のお手伝いを十分にするための専門の職員を配置する。

【Q2】「児童発達支援センター」の設置と保育所等訪問支援の充実について伺う。

【A2】障がい児の相談やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助や助言を行う「児童発達支援センター」については、今後、近隣市町と協議しながら設置を検討していく。障がい児が通う保育園や幼稚園などに指導員が訪問し、対象児童への支援のほか、施設スタッフに対して対象児童の支援方法の助言や指導を行う保育所等訪問支援については、既存の障害児サービス事業所等に事業への参入を促していく。



片川 学 議員

### 高齢農業者の草刈り処分の負担軽減を

〈町長〉

法改正や住環境の変化などの推移を見守りながら適切に対応していく。



【Q1】農繁期には草刈り自体も大変苦慮されている。野焼きは違法ではないが、近隣住民からは苦情があると伺っているが具体的には。

【A1】臭いの問題、煙の問題等が多い。野焼きをする時間や天候、風や量など考慮していただくようお願いしている。

【Q2】野焼きをされる農地の近隣住民への理解の促進については。

【A2】法的な根拠もあるが、農業で発生したものについての理解は求めている。「当事者同士の重なり」という部分も丁寧に説明している。

【Q3】定住促進を推進していく中でも、大変重要なことだと思いが、コミュニティづくりをしつかりして、相互間の理解を得るために、町がリーダーシップをとり、方向性を示せないか。

【A3】自治会や農業者の団体などの会合で現状を説明し、少しでも理解が進むよう考えていく。

【Q4】草刈りをした後の処分等について、農業振興を掲げる中、従事者は高齢化している。その負担軽減への対応は。

【A4】農業を取り巻く環境も変化し、高齢化が進み、後継者も不足するなど、非常に難しい問題だが、法令にのっとり適切に対応していく。

## 生活環境

〈立花 慶三 議員〉

### 民生委員・児童委員のなり手不足

〈町長〉

民生委員の役割や負担拡大については、できるだけ負担をかけないように担当職員が心がけている。

【Q1】定数について。

【A1】定数48名に対し、3名の欠員が生じている。要因としては、社会の高齢化に伴う人口の減少、核家族化により活動に必要な時間確保の確保が難しくなってきたこと。また、支援者の増加に伴う業務量の増加や、福祉ニーズの多様化、複雑化に伴う、精神的・身体的な負担が増していることによる。

【Q2】委員への補助はあるのか。

【A2】給与は支払われていない。ただし、活動に必要な交通費、電話代、研修参加費などに充てるための活動費として、国から年額5万9千円が交付されている。

【Q3】来年度から始まるボランティアポイントを優遇措置として利用することはできないか。

【A3】ポイント商品の還元とかは有償に近いものになる。民生委員は、あくまで無償のボランティア精神により職務にあたられているので現状でお願いする。



民生委員・児童委員には守秘義務があります。安心してご相談ください。

【Q3】空家に対する対策は。

【A3】「空家対策検討会」で固定資産税の特例解除、空家の活用方法を検討している。

【Q4】空家を活用して、若い人たちに住んでもらうためのリフォームに、助成金を設けるなどの対策を考えているか。

【A4】やむを得ず管理できない場合には、それをサポートする施策として、活用に対する補助が考えられる。

【Q5】空店舗においても活用する対策を考えてもならないか。

【A5】支援策について、必要性を検討したい。



竹爪 憲吾 議員

### 空家の現状と対策は

〈町長〉

平成26年度・27年度に調査し、「空家対策検討会」を設け、検討している。

【Q1】空家の件数と所有者は。

【A1】町内の空家数は330戸。このうち管理不足は171戸、その中で建物自体に異常のない空家が137戸、損傷がある空家が30戸、損傷が著しい建物は4戸。所有者については税情報を活用し短期間で調査できることから、現在のところ把握していない。

【Q2】空家に対する周辺の苦情は。

【A2】近隣からの庭木や草に対するものが8件、景観に関するものが2件あり、所有者等に対し、手紙等で連絡し対応をお願いしている。